

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（案）

目次

- 第一章 総則（第一条・第五条）
- 第二章 委託者指図型投資信託
 - 第一節 委託者指図型投資信託（第六条・第七条）
 - 第二節 投資信託委託業者の認可等（第八条・第二十条）
 - 第三節 投資信託委託業者の業務等（第二十一条・第六十八条）
 - 第四節 投資信託委託業者の監督（第六十九条・第七十四条）
- 第三章 委託者非指図型投資信託（第七十五条・第九十六条）
- 第四章 外国投資信託（第九十七条・第一百条）
- 第五章 投資法人
 - 第一節 投資法人（第一百三十三条・第一百三十三条）
 - 第二節 投資法人の登録等（第一百三十四条・第一百四十一条）

第三節 投資法人の業務等（第四百二十二条・第四百五十四条）

第四節 投資法人の監督（第四百五十五条・第四百六十条）

第六章 外国投資法人（第四百六十一条・第四百六十四条）

第七章 雑則（第四百六十五条・第四百七十条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この府令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先物取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「

一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、公募、適格 機関投資家私募、一般投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいう。

- 2 この府令（第三章を除く。）において、「投資信託契約」とは、法第四条に規定する投資信託契約をいう。
- 3 この府令において、「信託会社等」とは、法第四条に規定する信託会社等をいう。
- 4 この府令において、「資産運用委託契約」とは、法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。
- 5 この府令（第三章を除く。）において、「投資信託財産」とは、法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。

- 6 この府令において、「受託会社」とは、法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。

7 この府令（第三章を除く。）において「投資信託約款」とは、法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。

8 この府令において「役員会」とは、法第一百五十五条に規定する役員会をいう。

9 この府令において「清算執行人」又は「清算監督人」とは、それぞれ法第五十一条に規定する清算執行人又は清算監督人をいう。

（訳文の添付）

第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により金融再生委員会又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

（外国通貨の換算）

第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、金融再生委員会又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。ただし、これらを付記するこ

とが困難な場合は、この限りでない。

(特定資産の範囲)

第四条 令第三条第十四号に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為

替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定められた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引(以下「為替先渡取引」という。)

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引(以下「直物為替先渡取引」という。)

四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第五項に規定する店頭金融先物取引(以下「店頭金融先物取引」という。)

五 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバティブ取引」という。）

六 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

(令第七条に規定する総理府令で定める方式等)

第五条 令第七条に規定する総理府令で定める方式は、受益証券に適格機関投資家(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。

に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の受益証券である場合には、当該受益証券を取得しようとする者に対して交付される投資信託約款又はこれに類する書類において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていることとする。

2 令第七条に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 受益証券を取得しようとする適格機関投資家が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二 受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

三 受益証券に前号に掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 委託者指図型投資信託

(受益証券の記載事項)

第六条 法第五条第六項第十一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ 有価証券については次に掲げるものに限り投資として運用することとされているもの（以下「公社債投資信託」という。）

(1) 証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券

(2) 証券取引法第二条第一項第七号の二に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に

類する証券

- (3) 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる有価証券
- (4) 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で(1)に掲げる有価証券の性質を有するもの
- (5) 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券
- (6) 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条に規定する有価証券
- (7) 証券取引法施行令第一条の三に規定する受益権及び証券取引法第二条第二項第二号に規定する権利

- (8) 証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物
- その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもの(以下第三章を除き、「親投資信託」という。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託)

第七条 令第八条第一号及び第二号に規定する総理府令で定める有価証券は、第二十五条第一項第一号イが

ら八までに掲げる有価証券とする。

2 令第八条第一号に規定する証券投資信託の受益証券と当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券は、第二十五条第二項第一号及び第二号に規定する価格をもって、それに相当する口数の当該証券投資信託の受益証券と交換するものであること。

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券のうち、当該受益証券の投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換をするよう指図すること。

3 令第八条第二号に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 投資信託委託業者は、当該証券投資信託の受益権の取得に用いる有価証券について投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令 号）第四条第二項に定める時価を算定し、それに相当する口数の当該証券投資信託の

受益証券の取得を指図するものであること。

二 当該証券投資信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第二十五条第一項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

第二節 投資信託委託業等の認可等

（投資信託委託業等の認可を受けようとする外国法人の国内における主たる営業所及び代表者）

第八条 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第二号に掲げる事項の記載に当たっては、同号に規定する営業所のうち当該法人が国内における投資信託委託業又は投資法人資産運用業の本拠として定めたもの（以下「国内における主たる営業所」という。）を明示しなければならない。

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第三号に掲げる事項の記載に当たっては、商法（明治三十二年法律第四十八号）に規定する代表者を明示しなければならない。

（投資信託委託業等の認可に当たり審査の対象となる使用人）

第九条 令第九条第一号及び第二号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該認可を受けようとする者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。
（投資信託委託業等の認可申請書の様式）

第十条 法第六条の認可を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した認可申請書及びその添付書類を、金融庁長官を経由して金融再生委員会に提出しなければならない。

（投資信託委託業等の認可申請書の添付書類）

第十一条 法第八条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 理由書

二 取締役及び監査役（これらに類する役職にある者を含む。以下同じ。）並びに令第九条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本（当該取締役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明

書)又はこれに代わる書面

三 取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号イ(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成第十一年法律第五百十一号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)及び口(に該当しない旨の官公署の証明書(当該取締役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人である場合を除く。))

四 別紙様式第二号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号八から十(当該取締役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人の場合には、法第九条第二項第六号イからロ)までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 別紙様式第三号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人の履歴書

六 受益証券の募集の取扱い等(法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。)を行(う証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証

券会社を含む。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）との間の契約の概要を記載した書面

七 収益金、解約金及び償還金の支払を行う証券会社又は登録金融機関との間の契約の概要を記載した書面

八 業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度（第十四条において「収支見込み対象期間」という。）における別紙様式第四号により作成した投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。第十四条及び第十八条において同じ。）の見込みを記載した書面、業務の計画書及びこれらの根拠を記載した書面

九 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表

十 別紙様式第五号により作成した法第六条の認可を受けようとする者の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その所有する株式の数又は出資の額等を記載した書面

十一 国内における募集の体制（自ら設定する投資信託の受益証券の募集等（法第二十七条に規定する募

集等をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、その方策等を含む。）を記載した書面

十二 法第六条の認可を受けようとする者の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

2 投資信託委託業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第二項に規定する総理府令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類とする。

3 法第八条第二項に規定する投資信託契約又は資産運用委託契約締結に関する計画書は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（業務方法書の記載事項等）

第十二条 法第八条第三項第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 締結しようとする投資信託契約又は資産運用委託契約の種類、運用方針及び収益の分配方針

二 業務運営の基本原則

三 業務執行の方法に関する事項

四 業務関係の組織に関する事項

五 取引関係にある会社に関する事項

六 自ら設定する投資信託の受益証券の募集等（以下「直接募集」という。）を行う場合にあつては、当該受益証券の募集等に関する事項

七 資産の運用を行う投資法人の投資証券の募集等を行う場合にあつては、当該投資証券の募集等に関する事項

八 投資信託協会（法第五十条第一項に規定する投資信託協会をいう。）に加入する場合にあつては、当該加入に関する事項

（投資信託委託業等の認可に係る予備審査）

第十三条 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第二項及び前三条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して金融再生委員会に提出して予備審査を求めることができる。

（審査の具体的基準）

第十四条 金融再生委員会は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該

当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に定める要件を満たすものであること。

イ 資本の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込み対象期間を通じて一億円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ハ 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の収支の見込みが、収支見込み対象期間内に黒字になると見込まれること。

ニ 認可を受けた日から六月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結することが見込まれること。

ホ 受益証券等の募集等の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（直接募集を行わない場合に限る。）。

二 法第九条第一項第二号に規定する投資信託委託業又は投資法人資産運用業を公正かつ的確に遂行する

ことができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に定める要件を満たすものであること。

イ 次の(1)から(6)までに掲げる体制の状況から、十分な業務執行を行いうる能力を備えていると認められること。

- (1) 経営体制
 - (2) 投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用にかかる業務運営体制
 - (3) 直接募集の体制（直接募集を行う場合に限り。）
 - (4) 資産の運用を行う投資法人の投資証券の募集等に係る体制（当該募集等を行う場合に限り。）
 - (5) 人事管理体制
 - (6) 経営管理体制
 - (7) 投資信託財産に係る計算及びその審査並びに投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制
- ロ 投資信託財産の運用の指図を行う者及び直接募集を行う者又は投資法人の資産の運用を行う者とし

て、運用の指図又は運用を行う資産の運用その他の当該資産に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

八 投資信託財産又は投資法人の資産の計算の事務を行う者（当該事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者を含む。）として、当該事務に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

二 運用の指図又は運用を行う資産に有価証券が含まれる場合にあっては、法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する総理府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。）について、その管理責任者、管理規則及び管理体制が適切になされていると認められること。

ホ 経営者が、その経歴、業務を遂行するに当たつての能力等に照らして投資信託委託業者としての業務を公正かつ的確に遂行するのに十分な資質を有していること。

（令第十一条に規定する使用人）

第十五条 令第十一条第三号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有

する者であるかを問わず、当該信託財産の運用を行う部門に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

2 令第十一条第四号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該信託の引受けを行う部門に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（令第十三条に規定する使用人）

第十六条 令第十三条第一号及び第二号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法に相当する外国の法令により当該外国において投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

2 令第十三条第三号及び第四号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、信託業法（大正十一年法律第六十五号）又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に相当する外国の法令により当該外国において信託業又は信

託業務に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

3 令第十三条第五号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。）に相当する外国の法令により当該外国において投資顧問業（同法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

4 令第十三条第八号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（商品投資顧問業に関する部分に限る。）に相当する外国の法令により当該外国において商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。）に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

5 令第十三条第九号に規定する総理府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者

であるかを問わず、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に相当する外国の法令により当該外国において不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（業務の方法等の変更に係る認可申請の手続）

第十七条 投資信託委託業者は、法第十条の二の認可を受けようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した認可申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

（業務の方法等の変更に係る認可基準）

第十八条 金融庁長官は、法第十条の二の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 業務の方法の変更の認可 その変更が業務の公正かつ的確な遂行に資するものであると認められること。

二 資本の額の減少の認可 次に掲げるすべての基準を満たすものであること。

イ 資本の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

ロ 資本の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

ハ 減資後の資本の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

ニ 減資後の純資産額が、減資をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して
三 営業年度において一億円を下回らない水準に維持されると認められること。

(届出の手続)

第十九条 投資信託委託業者は、法第十条の三第一項及び第二項、法第二十六条第一項、法第二十九条、法第三十一条、法第三十四条の十第二項並びに法第三十八条第一項及び第三項の規定による届出をするときは、別表第二上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を金融庁長官に提出しなければならない。

(掲示すべき標識の様式)

第二十条 法第十一条第一項に規定する総理府令で定める様式は、別紙様式第七号によるものとする。

第三節 投資信託委託業者の業務等

(承認申請の手続)

第二十一条 投資信託委託業者は、法第十三条、法第三十四条の十一第一項ただし書、法第四十五条第四項及び法第四十七条第三項の規定による承認を受けようとするときは、別表第三上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(取締役の兼職承認の基準)

第二十二条 金融庁長官は、法第十三条の規定による承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

- 一 常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役が従事する投資信託委託業者の委託を受けてその事務の一部を遂行する会社又は当該投資信託委託業者が海外において設立した法人（これらの法人に準ずるものを含む。）であり、かつ、これらの法人が別法人となつた理由が当該投資信託委託業者の経営の

合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合

二 常務に従事しようとする他の会社が、投資信託委託業者の経営方針及び当該他の会社との業務提携の内容等から判断して当該取締役が兼職することに相当の理由があると認められる場合

三 営もうとする事業が、当該取締役以外の者では事業継続が困難であり、かつ、主として当該取締役の家族又はその使用人によって営まれるものであって、当該取締役が重要な事項についてのみ指示すれば足りるものと認められる場合

四 前三号に掲げる場合を除くほか、当該取締役の投資信託委託業者における業務に支障を来すおそれがないと認められる場合であつて、かつ、特に必要があると認められる場合

2 法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその営んでいる事業の内容を変更しようとするときは、同条の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

一 代表権の有無について異動がある場合

二 新たに会長、社長、副社長、専務取締役若しくは常務取締役の地位に就いた場合又はこれらの地位について異動がある場合

三 取締役の担当する職務について変更がある場合

四 使用人を兼務している取締役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役となった場合（使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。）

五 当該承認に係る会社の商号について変更がある場合

3 法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務又は事業の内容に変更があった場合には、異動前後の職務の内容等を記載した書面を、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

（顧客分別金信託の要件）

第二十三条 令第十五条第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、投資信託委託業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 顧客分別金信託に係る信託契約は、投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該投資信託委託業者が自ら募集等を行った受益証券に係る顧客、当該投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為（法第百九十六条第二項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為

をいう。以下この号において同じ。）を行った投資口に係る顧客及び当該投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為を行った投資法人の投資法人債に係る顧客を元本の受益者とする事。

二 顧客分別金信託については信託管理人を設置することとし、投資信託委託業者が顧客分別金信託に係る信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る信託管理人を同一の者とする事。

三 投資信託委託業者が次に該当する場合には、直ちに、その旨を信託管理人に通知すること。

イ 法第四十二条第一項第一号ホの規定により法第六条の認可を取り消されたとき。

ロ 破産、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国の法令に準拠して設立された法人にあっては、国内において破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。）。

ハ 投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業を廃止（外国の法令に準拠して設立された法人にあっては、国内に設けられたすべての支店における投資信託委託業者又は投資法人資産運用業の廃止を含む。）をしたとき又は解散（外国の法令に準拠して設立された法人にあっては、国内に設けられた支店

の清算の開始を含む。)をしたとき。

二 法第四十二条第一項第一号八の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする。ただし、顧客分別金信託を信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りではない。

イ 次に掲げる有価証券の保有

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 特別の法律により法人の発行する債券

(4) 貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)に基づく受益証券であつて元本補てんの契約があるもの

(5) 証券会社に関する総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号)第二十一条第二号イ、ロ及びハに規定する証券投資信託の受益証券

ロ 次に掲げる金融機関への預金

(1) 銀行

(2) 長期信用銀行

(3) 証券取引法施行令第一条の九に規定する金融機関のうち、業として預金（貯金を含む。）の受入れをすることができるもの

ハ その他次に掲げる方法

(1) コール資金の貸付け

(2) 受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸

(3) 信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託

五 顧客分別金信託が有価証券の信託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合には、信託される有価証券は前号イに掲げる有価証券に限るものとし、当該投資信託財産である有価証券につき貸付けによる運用を行わないものであること。

六 顧客ごとの顧客分別金の額（令第十五条第一項から第三項までに掲げる場合に当該顧客から預託を受

けた金銭の額をいう。以下同じ。）及び顧客分別金の必要額（顧客ごとの顧客分別金の合計額をいう。以下この条において同じ。）は、投資信託委託業者において、毎営業日算出されるものであること。

七 顧客分別金の必要額の差替えについては、毎営業日における信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額に満たない場合は、当該営業日中にその不足額に相当する額の信託財産が追加されるものであること。ただし、やむを得ない事情により当該不足額の算出が困難である場合には、顧客分別金の必要額を下回ることのないよう合理的な方法で算出された額に相当する額の信託財産を追加することができる。

八 信託財産である有価証券の評価額は、毎営業日の時価により算出するものであること。ただし、顧客分別金信託が有価証券の信託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合における信託された有価証券の評価額については、次に掲げる有価証券ごとに当該時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を上回らない額であること。

イ 国債証券 百分の九十五

ロ 地方債証券（その発行に際して元引受契約が証券会社若しくは外国証券会社又は証券取引法第六十

五条の二第三項の規定により元引受けの認可を受けた銀行、信託会社その他証券取引法施行令第一条の九に規定する金融機関により締結されたものに限る。） 百分の八十五

八 特別の法律により法人の発行する債券

(1) 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの 百分の九十

(2) (1)に掲げる以外のもの 百分の八十五

二 第四号イ(5)に掲げるもの 百分の八十五

九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は当該金銭信託の元本金額とすること。

十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行うことができる場合は、次に掲げる場合とする。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である投資信託委託業者に帰属させることを妨げない。

イ 毎営業日の信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ロ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行おうとする場合

十一 信託契約に係る元本の受益権の行使は、信託管理人が必要と判断した場合に、当該信託管理人がすべての顧客について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものととして終了することを妨げない。

十二 元本の受益者である各顧客に係る元本の受益権に相当する価額は、元本の受益権の行使時における顧客分別金信託の元本換価処分額に当該受益権の行使の日における顧客分別金の必要額に対する当該各顧客に係る顧客分別金の額の割合を乗じて得た額（当該額が当該各顧客に係る顧客分別金の額を超える場合には、当該顧客分別金の額とする。）とする。

十三 元本換価処分額のうち各顧客に係る元本の受益権に相当する価額の合計額を超える部分については、委託者たる投資信託委託業者に帰属するものとする。

2 前項第十二号及び第十三号に規定する元本換価処分額とは、元本である信託財産を換価処分して得られる額又は当該元本である信託財産を換価処分した際に得られる価格として信託管理人が合理的な方法によ

り算定した額をいう。

(令第十六条第六号に規定する総理府令で定める場合)

第二十四条 令第十六条第六号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資信託委託業者が賃借している不動産を投資信託財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃借を継続する場合

二 投資信託委託業者が投資信託財産の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃借するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(令第十七条第一号口等に規定する総理府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、令第十八条第一号口及び第二号口、令第三十三条第一号口並びに令第四十五条第一号口規定する総理府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの

有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

イ 証券取引所(証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている有価証券(証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。第三十三条において同じ。)

ロ 店頭売買有価証券(証券取引法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)

ハ 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

(1) 証券取引法第二条第一号から第四号まで、第七号、第七号の二及び第十号の二に掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。ロにおいて同じ。)

(2) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

二 有価証券先物取引、外国有価証券市場先物において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証

券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

三 金融先物取引等

四 不動産の売買

2 前項に掲げる取引は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に掲げる方法によるものとする。

一 前項第一号イ及びロに掲げる取引イにあつては取引所有価証券市場（証券取引法第二条第十二項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。）、ロにあつては店頭売買有価証券市場（証券取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により行うもの

二 前項第一号ハに掲げる取引 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により行うもの

三 前項第二号に掲げる取引 取引所有価証券市場又は外国有価証券市場において行うもの

四 前項第三号に掲げる取引 金融先物市場（金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物市場をい

う。)又は海外金融先物市場(金融先物取引法第二条第八項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。)において行うもの

五 前項第四号に掲げる取引 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの。

(令第十九条第一項第十一号に規定する総理府令で定める資産等)

第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する総理府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。

2 令第十九条第二項第四号に規定する総理府令で定める指数又は数値は、当事者で取り決めた者の信用状態に係る事象とする。

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第五号の規定は、当該投資信託財産に係る受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募又は一般投資家私募により行われたものである場合には、適用しない。

一 その運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係

る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること（法第十五条第一項第四号及び第五号並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる行為に該当する場合を除く。）。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、又は指図しないこと。

三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 その運用の指図に当たって、投資信託財産の売買その他の取引の指図を行った後で当該指図に係る投資信託財産を特定すること。

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びにハ並びにニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

- イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引等（有価証券市場（証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）におけるこれと類似の取引及び金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。）をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）
- ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一つ又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。）の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

- 八 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの
- 二 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書（証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションを表示する証券又は証書をいう。以下同じ。）に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの
- 六 投資信託委託業者の監査役、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引（令第十六条に掲げる取引を除く。）を行うことを受託会社に指示すること。
- 二 前項ただし書の規定は、親投資信託であつて、その親投資信託の受益証券を取得することを目的とする他の投資信託の受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。第八十条第二項において同じ。）により行われているものについては、適用しない。
- 三 第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券（有価証券先物取引（証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）及び有価証券先渡取引（証券取引法第二条第十七項に

規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者指図型投資信託にあつては、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買い為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等は、次に掲げる取引をいう。

- 一 選択権付債券売買
- 二 有価証券先物取引
- 三 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引
- 四 有価証券指数等先物取引
- 五 有価証券オプション取引

- 六 外国市場証券先物取引
- 七 有価証券先渡取引
- 八 有価証券店頭指数等先渡取引
- 九 有価証券店頭オプション取引
- 十 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 十一 金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する金融先物取引をいう。以下同じ。）
- 十二 海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引
- 十三 金利先渡取引
- 十四 為替先渡取引
- 十五 直物為替先渡取引
- 十六 店頭金融先物取引
- 十七 クレジットデリバティブ取引
- 十八 スワップ取引

十九 オプション取引

二十 新株引受権を表示する証券又は証書に係る取引

二十一 オプションを表示する証券又は証書に係る取引

5 第一項第五号及び第三項に規定する先物取引等評価損益は、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引若しくは海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、直物為替先物取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額とする。

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第二十八条 令第二十条第一号イの(4)に規定する総理府令で定めるものは、令第二十条第一号イの(4)に規定する関係親法人等の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下同じ。)の総数又は出資(議決権のあるものに限る。以下同じ。)の総額の百分の五十を超える株式(議決権のあるものに限る。以下同じ。)又は出資を一の法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(令第二十条第一号イの(6)に規定する関係子法人等をいう。次項において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下同じ。)の名義をもって所有している場合における当該法人等とする。

2 令第二十条第一号イの(6)に規定する総理府令で定めるものは、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等とする。

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第二十九条 令第二十条第三号に規定する募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該受益証券の募集の取扱い等を

行つ者が直近二営業年度においてこれらの行為を行つた受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第三号に規定する当該投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該投資信託委託業者が直近二営業年度において設定した委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。
(投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額)

第三十条 令第二十条第四号に規定する募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度においてこれらの行為を行つた投資口又は投資法人債に係る資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十条第四号に規定する当該投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該投資法人が直近二営業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等(法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。)である証券会社又は登録金融機関が有価証券の募集、売出し又は募集、私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。)若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図すること。

二 投資信託委託業者の利害関係人等である不動産特定共同事業者(不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。以下同じ。)が不動産特定共同事業契約(不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に規定する不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。)の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた

額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分（令第三条第十六号に規定する匿名組合出資持分をいう。以下同じ。

）を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

三 投資信託委託業者の利害関係人等である匿名組合契約の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合契約の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託会社等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託会社等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託会社等の要請を受けて当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

（同一の法人の発行する株式の取得割合）

第三十二条 法第十六条第二号に規定する総理府令で定める率は、百分の五十とする。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）

イ 取引所上場有価証券

ロ 店頭売買有価証券

ハ 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

(1) 証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号から第八号まで、第十号の二及び第十一号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。）(2)において同じ。）

(2) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（証券取引法第

六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されている当該

協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

二 有価証券指数等先物取引に係る権利

三 有価証券オプション取引に係る権利

四 外国市場証券先物取引に係る権利

五 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの並びに令第五十七条第

一号及び第三号から第五号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る

。）

六 金融先物取引等に係る権利

七 信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権

2 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定

める行為は、次に掲げる行為とする。

一 有価証券（前項第一号に掲げる有価証券を除く。）の取得及び譲渡並びに貸借

- 二 有価証券店頭指数等先渡取引
- 三 有価証券店頭オプション取引
- 四 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 五 不動産の取得及び譲渡
- 六 不動産の賃借権の取得及び譲渡
- 七 地上権の取得及び譲渡
- 八 金銭債権（前項第五号において規定する金銭債権を除く。）の取得及び譲渡
- 九 約束手形（証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものを除く。以下「手形」という。）の取得及び譲渡
- 十 第四条各号に掲げる取引
- 十一 匿名組合出資持分の取得及び譲渡
- 十二 信託受益権（令第十九条第一項第九号に規定する信託受益権をいう。以下同じ。前項第七号において規定する金銭信託の受益権を除く。）の取得及び譲渡

3 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産（法第十六条の二に規定する特定資産をいう。）の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 有価証券 銘柄、数量その他の当該有価証券の内容に関すること。

二 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値その他の当該有価証券指数等先渡取引の内容に関すること。

三 有価証券店頭オプション取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間その他の当該有価証券店頭オプション取引の内容に関すること

四 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値、取引期間その他の当該有価証券店頭指数等スワップ取引の内容に関すること

五 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。

六 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容に関すること。

七 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容に関する事

八 金銭債権 金銭債権の種類、債権者及び債務者の氏名及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容に関する事

九 手形 手形上の債務者、保証の設定状況その他の当該手形の内容に関する事

十 金利先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該金利先渡取引の内容に関する事

十一 為替先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該為替先渡取引の内容に関する事

十二 直物為替先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該直物為替先渡取引の内容に関する事

十三 店頭金融先物取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該店頭金融先物取引の内容に関する事

十四 クレジットデリバティブ取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、参照資産の種類その他の当該クレジットデリバティブ取引の内容に関する事

十五 スワップ取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率、取引期間その他の当該スワップ取引の内容に関する事

十六 オプション取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間その他の当該オプション取引の内容に関する事

十七 信託受益権 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容に関する事。

十八 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該匿名組合契約の内容及び当該匿名組合契約の営業者に関する事。

(指図行使すべき株主権等)

第三十四条 法第二十二條第一項に規定する総理府令で定める株主の権利は、商法第二百八十條ノ十、第三百四十九條第一項、第三百八十條第一項、第四百八條ノ三第一項及び第四百十五條第一項の規定に基づく

株主の権利とする。

2 令第二十四条第一号に規定する総理府令で定める投資主の権利は、法第四百四十一条において準用する商法第三百四十九条第一項の規定に基づく権利、法第四百四十二条第一項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利並びに法第五百五十条第一項において準用する商法第四百八条ノ三第一項及び第四百十五条第一項の規定に基づく投資主の権利とする。

3 令第二十四条第二号に規定する総理府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下この号において「優先出資法」という。）第六条及び第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利並びに優先出資法第二十一条第二項において準用する商法第四百四条第一項及び第三百八十条第一項の規定に基づく優先出資者の権利とする。

4 令第二十四条第三号に規定する総理府令で定める優先出資社員の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この号において「資産流動化法」という。）第四十九条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利及び資産流動化法第百十八条第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく優先出資社員の権利とする。

(投資信託約款の記載事項)

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項
- 二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項
- 三 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項
- 四 投資信託契約の一部解約に関する事項
- 五 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
- 六 法第三十条の二に規定する反対者の買取請求権に関する事項

(投資信託約款の記載事項の細目)

第三十六条 法第二十五条第三項に規定する総理府令で定める事項の細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

- 一 法第二十五条第一項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
- イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項

- ロ 記名式受益証券の譲渡の對抗要件に関する事項
- ハ 受益証券の再交付及びその費用に関する事項
- 二 法第二十五条第一項第六号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 資産運用の基本方針
 - ロ 投資の対象とする資産の種類
 - ハ 投資の対象とする資産の保有割合、保有制限を設ける場合にはその内容（投資の対象とする資産が権利である場合、その権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合にはその内容）
 - ニ 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容
 - ホ 証券投資信託である場合は、その旨
- 三 法第二十五条第一項第七号に掲げる事項 運用の指図を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価方法、基準及び基準日に関する事項
- 四 法第二十五条第一項第八号に掲げる事項 次に掲げる事項

- イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項
 - ロ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払方法及び支払場所に関する事項
 - 五 法第二十五条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 信託契約の解約事由の説明に関する事項
 - ロ 委託者の認可取消等に伴う取扱いの説明に関する事項
 - 六 法第二十五条第一項第十号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項
 - 七 法第二十五条第一項第十三号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の用途に関する事項
 - 八 法第二十五条第一項第十四号に掲げる事項 運用の指図に係る権限の委託の概要に関する事項
 - 九 法第二十五条第一項第十五号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項
 - 十 法第二十五条第一項第十七号に掲げる事項 公告を行う日刊新聞紙名
- (直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第三十七条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四によ

り作成しなければならぬ。

2 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委託者指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(直接募集に係る禁止行為)

第三十八条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 直接募集に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 直接募集に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(直接募集に係る事故)

第三十九条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定める

ものは、直接募集に係る取引につき、投資信託委託業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（次条、第四十二条及び第八十七条において「代表者等」という。）が、当該投資信託委託業者の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
と。

三 イから八までに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 受益証券に係る委託者指図型投資信託の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

（直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合）

第四十条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条に定めるものを除く。第八十八条及び第四百四十七条において同じ。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 投資信託委託業者の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 投資信託委託業者は、前項第四号の規定に該当する場合の事故について、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をし

た日の属する月の翌月末までに、第四十二条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第四十一条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第四十二条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託業者の商号及び本店の所在地(外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人である投資信託委託業者(以下「外国法人である投資信託委託業者」という。))の場合は、国内における主たる営業所の所在地)並びに代表者(外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内における代表者)の氏名

二 事故となる行為に係した代表者等の氏名及び部署の名称

三 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏

名及び住所)

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第四十三条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 その他参考になる資料

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第四十四条 法第二十八条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項に

ついて記載した書面により行わなければならない。

- 一 当該取引に係る投資信託の名称
 - 二 書面交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託業者の関係を含む。）
 - 三 取引を行った理由
 - 四 取引の内容（取引を行った特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するために必要な事項）、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行った年月日）
 - 五 法第十六条の二第一項の調査の結果
 - 六 当該書面の交付年月日
 - 七 その他参考になる事項
- 2 投資信託委託業者は、法第二十八条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- （令第三十条第二項第五号に規定する総理府令で定める顧客等）

第四十五条 令第三十条第二項第五号に規定する総理府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託業者が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

二 投資信託委託業者が投資信託財産の特定資産に係る投資に関し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

2 令第三十条第三項第一号に規定する総理府令で定める有価証券は、第三十三条第一項第一号に掲げる有価証券以外のものとする。

3 令第三十条第三項第六号に規定する総理府令で定める金融機関は、令五十七条第三号から第五号までに掲げるものとする。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第四十六条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものは、法第二十五条第一号、第二号、第五号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第二十五条第一項第六号に掲げる信託の運用に関する

事項については、次に掲げる事項とする。

- 一 投資の対象とする資産の種類
- 二 運用方針
- 三 運用方法
- 四 投資の対象とする資産についての保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの
- 五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資対象としている資産の廃止で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

(投資信託約款の変更の公告等)

第四十七条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び当該投資信託約款の変更に係

る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
 - 二 変更しようとする理由
 - 三 変更しようとする内容
 - 四 変更の予定年月日
 - 五 変更により異議がある者は異議を述べるべき旨
 - 六 異議を述べることができる期間
 - 七 異議を述べる方法
 - 八 法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項
(投資信託約款を変更しない場合の公告等)
- 第四十八条 法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び投資信託約款を変更しない旨の書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。
- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称

- 二 当初予定していた変更の内容及び予定年月日
- 三 変更しない事項
- 四 変更しない理由
- 五 変更に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権の口数及び受益権の総口数に対する割合

(投資信託契約の解約の公告等)

第四十九条 法第三十二条第一項に規定する投資信託契約の解約に係る公告及び当該投資信託契約の解約に係る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 解約しようとする理由
- 三 解約の予定年月日
- 四 解約に異議がある者は異議を述べるべき旨
- 五 異議を述べることができる期間

六 異議を述べる方法

七 法三十二条第二項において準用する法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項

第五十条 法第三十二条第二項において準用する法第三十条第五項に規定する投資信託約款を解約しない旨の公告及び投資信託約款を解約しない旨の書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称

二 当初予定していた解約の予定年月日

三 解約しない理由

四 解約に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権の口数及び受益権の総口数に対する割合

第五十一条 法第三十二条第二項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、法第三十条第三項に規定する期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合とする。

(投資法人の資産の運用に係る禁止行為)

第五十二条 法第三十四条の三第一項第八号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項、報酬の額又は支払の時期その他の資産運用委託契約の内容の重要な部分の変更を、法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行うこと。

二 投資信託委託業者が資産運用委託契約を締結した投資法人以外の者の利益を図るため、当該投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと(法第三十四条の三第一項第六号及び第七号並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる取引に該当する場合を除く)。

三 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資法人の資産の売買その他の取引を行い、又は行わないこと。

四 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高又は取引高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

五 投資法人のために証券取引行為(投資顧問業法第二条第十三項に規定する証券取引行為をいう。以下

この号において同じ。）を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になること。ただし、投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合は、この限りでない。

2 前項第一号の書面には、法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条各号に掲げる事項を記載するものとする。

（利害関係人等との間の取引が禁止される行為）

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社又は登録金融機関が有価証券の募集、売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買い付けること。

二 投資信託委託業者の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定

していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

三 投資信託委託業者の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託会社等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託会社等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託会社等の要請を受けて当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること。

(特定資産の価格の調査等)

第五十四条 法第三十四条の四第一項に規定する総理府令で定める行為は、第三十三条第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第三十四条の四第一項に規定する総理府令で定める事項は、第三十三条第三項各号に掲げる事項とする。

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める者は、

次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式の数又は出資の額の合計が、当該資産保管会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員(取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下同じ。)

(下同じ。)

- (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）
 - (4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員
 - (5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員
 - (6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員
- ロ イの(1)から(6)までに掲げる者並びにイの(1)に掲げる当該者の役員であった者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）、使用人及び使用人であった者（使用人でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）が、当該資

産保管会社の取締役（これに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

二 資産保管会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該資産保管会社

(2) 当該資産保管会社の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) 当該資産保管会社の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イの(1)から(6)までに掲げる者並びに当該資産保管会社の役員であった者、使用人及び使用人であった者が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

(書面の交付)

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次のイからカまでに掲げる取引の区分に応じ当該イからトまでに定めるもの

イ 有価証券の売買 売買の別

ロ 有価証券指数等先物取引又は外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引(

次号において「有価証券指数等先物取引等」という。) 現実指数(証券取引法第二条第十四項に規

定する現実指数をいう。)又は現実数値(同項に規定する現実数値をいう。)が約定指数(同項に規

定する約定指数をいう。)又は約定数値(同項に規定する約定数値をいう。)を上回った場合に金銭

を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

八 有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引又は有価証券店頭オプション取引（次号において「有価証券オプション取引等」という。）オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数（証券取引法第二条第十八項に規定する店頭現実指数をいう。）又は店頭現実数値（同項に規定する店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数（同項に規定する店頭約定指数をいう。）又は店頭約定数値（同項に規定する店頭約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるかの別

ホ 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この条において同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は

有価証券ごとに当該別を判断するものとする。

へ 通貨等（金融先物取引法第二条第一項及び第二項に規定する通貨等をいう。以下この項において同じ。）の売買 売買の別

ト 金融先物取引若しくは店頭金融先物取引のうち金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げるもの又は海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引のうち金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げる取引と類似するもの（第三号において「金融先物指標取引等」という。） 現実の当該金融指標の数値が約定数値（金融先物取引法第二条第四項第二号に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

チ 金融先物取引若しくは店頭金融先物取引のうち金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げるもの又は海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引のうち金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引と類似するもの（次号において「金融オプション取引等」という。） オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

リ 金利先渡取引 現実の指標利率の数値が取決めに係る数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

又 為替先渡取引 為替スワップ取引の現実のスワップ幅が取決めに係るスワップ幅を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ル 直物為替先渡取引売買の別

ヲ クレジットデリバティブ取引 当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映した現実の利率若しくは価格が下落した場合（当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象が発生した場合を含む。）に当該下落部分に相当する金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。

ワ スワップ取引 スワップ取引に係る為替相場又は利率が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるが又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた為替相場の価格又は利率の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ

取引に係る為替相場又は利率ごとに当該別を判断するものとする。

カ オプション取引 オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

二 法第三十四条の六第一項第一号の場合において、取引（有価証券又は通貨等を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項において「現先売買」という。）を除く。）を行つた事実があるときは、当該取引に係る有価証券等（有価証券、有価証券指数（証券取引法第二条第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、同条第十八項に規定する有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。）をいう。）の銘柄、数及び価格（有価証券指数等先物取引等及び有価証券店頭指数等先物取引にあつては、数値、有価証券オプション取引等にあつては、対価の額、有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、数値、価格の変化率、金利又は価格をいうものとする。以下この項

において同じ。)又は当該取引に係る通貨等の種類(金融先物指標取引等にあつては、数値、金融オプション取引等にあつては、対価の額をいうものとする。以下この項において同じ。)

三 法第三十四条の六第一項第一号の場合において、現先売買を行った事実があるときは、その旨

四 資産運用委託契約を締結している投資法人から委託されて行った有価証券等に対する投資に係る有価証券等の銘柄、数及び価格、売買の別、取引の方法、取引を行った年月日及び証券取引行為の相手方の名称

五 資産運用委託契約を締結している投資法人から委託されて行った金融先物取引等又は店頭金融先物取引に対する投資に係る通貨等の種類、売買の別、取引の方法、取引を行った年月日及び金融先物取引等又は店頭金融先物取引の相手方の名称

六 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合における当該投資信託委託業者である証券会社又は当該投資信託委託業者の利害関係人等を相手方として行った証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ごとに、その内容

七 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が金融先物取引業を営んでいる場合における当該投資

信託委託業者である金融先物取引業者又は当該投資信託委託業者の利害関係人等を相手方として行った金融先物取引等がある場合は、当該金融先物取引等に係る取引ごとに、その内容

八 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が金融先物取引所の会員である場合における当該投資信託委託業者又は当該投資信託委託業者の利害関係人等を相手方として行った店頭金融先物取引がある場合は、当該店頭金融先物取引に係る取引ごとに、その内容

九 投資法人のために行った証券取引行為に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合

イ 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合における当該投資信託委託業者である証券会社

ロ 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者の利害関係人等

ハ 当該投資法人のために行った証券取引行為の相手方となった法人で、その取引額が当該投資法人のために行った証券取引行為に係る取引総額の百分の十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く

。）

十 投資法人のために行つた金融先物取引等又は店頭金融先物取引に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする金融先物取引等又は店頭金融先物取引に係る取引総額の割合

イ 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が金融先物取引業を営んでいる場合における当該投資信託委託業者である金融先物取引業者

ロ 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が金融先物取引所の会員である場合における当該投資信託委託業者

ハ 資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者の利害関係人等

二 当該投資法人のために行つた金融先物取引等又は店頭金融先物取引の相手方となつた法人で、その取引額が当該投資法人のために行つた金融先物取引等又は店頭金融先物取引に係る取引総額の百分の十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

2 法第三十四条の六第一項第四号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 不動産の取得及び譲渡 取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行

- つた年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関する事
二 不動産の賃貸借 賃貸借の別、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行った年月日及び期間並びに
当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関する事
三 不動産の管理の委託及び受託 管理の委託又は受託の方法、報酬、管理の委託又は受託を行った相手
方の名称、管理の委託又は受託を行った年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不
動産を特定するために必要な事項に関する事
3 令第三十五条第三項第一号に規定する総理府令で定める事項は、取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲
渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定
するために必要な事項に関する事とする。
4 令第三十五条第三項第二号に規定する総理府令で定める事項は、取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲
渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項に関する事
とする。

(兼業業務の顧客の範囲)

第五十七条 令第三十六条第一項第五号に規定する総理府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託業者が投資法人の資産である宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合に
おける取引の相手方

二 投資信託委託業者が投資法人の資産である特定資産に係る投資に関し助言を行う場合において、当該
助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第五十八条 法第三十四条の六第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載し
た書面により行わなければならない。

一 当該取引に係る投資法人の名称

二 書面交付を行う理由(当該取引の相手方と当該投資信託委託業者の関係を含む。)

三 取引を行った理由

四 取引の内容(取引を行った特定資産の種類、銘柄(その他の特定資産を特定するために必要な事項)
、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行った年月日)

五 法第三十四条の四第一項の調査の結果

六 当該書面の交付年月日

七 その他参考となる事項

2 投資信託委託業者は、法第三十四条の六第二項に規定する取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(誇大広告をしてはならない事項)

第五十九条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十三条第二項に規定する総理府令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 報酬の額及び支払の時期に関する事項

二 賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

三 投資信託委託業者の資力又は信用に関する事項

四 契約の解除に関する事項

五 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項(資産の運用に係る権限の一部を令第二条各号に掲げる

者に再委託する場合における同条に定める者の名称及び当該再委託の内容を含む。）

（資産運用委託契約締結前の書面の交付）

第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号
- 二 投資信託委託業者の資本の額、その取締役及び監査役の氏名並びにその主要な株主又は出資者の商号、名称又は氏名

三 法第三十七条第二項の規定による営業報告書の縦覧に関する事項

四 資産運用委託契約に基づき投資法人のために行う当該投資法人の資産に係る運用の方法及び取引の種類

五 資産運用委託契約に基づき投資法人のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともにこれに基づく投資を行う者（以下「資産運用委託契約に係る投資判断者等」という。）の氏名

六 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を令第二条各号に掲げる

者に再委託している場合における同条に定める者の名称及び当該再委託の内容を含む。）

2 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（資産運用委託契約締結時の書面の交付）

第六十一条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号
- 二 投資法人の商号及び本店の所在地
- 三 運用に係る委託契約期間
- 四 資産運用委託契約に係る投資法人の資産の内容及び金額
- 五 資産運用委託契約に係る投資判断者等の氏名

六 資産運用委託契約に基づき投資法人のために行う当該投資法人の資産に係る運用の方法及び取引の種類

七 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項

2 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

(兼業の認可申請の方法及び認可申請書の添付書類)

第六十二条 法第三十四条の十第三項の認可を受けようとする投資信託委託業者は、同条第四項に規定する認可申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十四条の十第四項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 営もうとする業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して

三 営業年度における当該業務の収支の見込み及びその根拠を記載した書面

三 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表

四 営もうとする業務に係る人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

(兼業の認可基準)

第六十三条 金融庁長官は、法第三十四条の十第三項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 営もうとする業務に係る収支の見込みが良好なものであること。

二 営もうとする業務を行う部門と投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行う部門が明確に分離されていること。

三 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

(他の兼業業務に係る書面の提出)

第六十四条 法第三十四条の十一条第一項ただし書の規定による承認を受けた投資信託委託業者は、営業年度ごとに当該承認を受けた業務の取扱い状況を記載した書面を作成し、営業年度経過後三月以内に金融庁

長官に提出しなければならない。

(他の業務を兼業する場合の禁止行為)

第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する総理府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図する行為とする。

第六十六条 法第三十四条の十三第四号に規定する総理府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集、売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けることを受託会社に指図する行為とする。

第六十七条 法第三十四条の十四第四号に規定する総理府令で定める行為は、不動産特定共同事業を営んで

いる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を取得する行為とする。

第六十八条 法第三十四条の十五第四号に規定する総理府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集、売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買付けする行為とする。

第四節 投資信託委託業者の監督

(投資信託委託業者の帳簿書類)

第六十九条 法第三十六条第一項の規定により投資信託委託業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託財産に関する帳簿書類で次に掲げるもの

- イ 信託勘定元帳
- ロ 分配収益明細簿
- ハ 投資信託財産明細簿
- ニ 受益証券台帳
- ホ 受益証券基準価額帳
- ヘ 投資信託財産運用指図書
- ト 一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもって一部解約に応じることとしている投資信託の場合に限る。）
- チ 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約書
- リ 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託先との連絡票
- 又 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類
- 二 投資法人の資産に関する帳簿書類で次に掲げるもの
- イ 運用明細書

- ロ 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託契約書
- ハ 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託先との連絡票
- ニ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類
- 三 投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類で次に掲げるもの
 - イ 総勘定元帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における総勘定元帳）
 - ロ 現金出納帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における現金出納帳）
 - ハ 未収委託者報酬明細簿
 - ニ 未払収益分配金明細簿
 - ホ 未払償還金明細簿
 - ヘ 未払手数料明細簿
 - ト 一部解約報告書
 - チ 発注伝票
- リ 毎年三月末現在の法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等の状況表

2 前項第一号に規定する投資信託財産に関する帳簿書類は、別表第五により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は投資信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。

3 第一項第二号に規定する資産の運用を行う投資法人に関する帳簿書類は、別表第五の二により作成し、当該投資法人の決算の承認後又は資産運用委託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。

4 第一項第三号に規定する投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類は、別表第六により作成し、ち及びりに掲げる書類については、その作成後五年間これを保存しなければならない。

5 外国法人である投資信託委託業者にあつては、第一項各号に掲げる帳簿書類（以下この条において「法定帳簿」という。）は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存しなければならない。

6 法定帳簿については、その方法が次に掲げる要件を満たすものであるときは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）又は電子計算機により出力し作成するマイクロフィルム（電子計算機で処理したデータを入力し、高速度でマイクロフィルム上に縮小して直接人が読み取れる文字、数字等で出力する方式を用いるマイクロフィルムをいう。）によつて保存を行うことができる。

一 電磁的方法により記録された事項が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存され、かつ、電子計算機の処理システム上、電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができるようになっているともに、記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の時期を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができるものとなっていること。

二 マイクロフィルムによる保存については、その保存した内容の出力に当たり、出力画面上に整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにして保存しており、かつ、訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる措置が採られている等により当該出力された事項が真正なものであることについて適切な管理がなされていること。

7 投資信託委託業者は、前項の規定により法定帳簿を保存する場合には、あらかじめ、保存しようとする法定帳簿その他法定帳簿の保存に関して必要な事項を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならぬ。

8 投資信託委託業者は、前項の規定による書面の届出をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない

らない。

- 一 法定帳簿の保存に関する社内の管理規則
- 二 保存しようとする法定帳簿の見本

9 第七項の規定による届出に係る書面に変更があった場合には、遅滞なく、その変更の内容を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない。

(営業報告書の様式)

第七十条 法第三十七条第一項に規定する営業報告書は、別紙様式第八号により正本及び副本を作成しなければならない。

2 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 別紙様式第九号により作成した委託者指図型投資信託及び投資法人一覧表
- 二 別紙様式第十号により作成した外部委託の状況表
- 三 別紙様式第十一号により作成した有価証券明細表
- 四 別紙様式第十二号により作成した資産償却の状況表

- 五 別紙様式第十三号により作成した未払収益分配金及び未払償還金明細表
- 六 別紙様式第十四号により作成した支払委託金明細表
- 七 別紙様式第十五号により作成した引当金明細表
- 八 株主又は出資者ごとの所有株式数又は出資の額及び当該所有株式数の発行済株式総数に対する割合又は当該出資の額の出資総額に対する割合が記載された当期末現在における株主又は出資者の明細簿
- 九 別紙様式第十六号により作成した投資信託委託業者の株式保有状況表
- 十 別紙様式第十七号により作成した常務に従事する取締役の兼職状況報告書
- 十一 外国法人である投資信託委託業者にあつては、その本国において作成される営業報告書又はこれに代わる書類

(営業報告書の縦覧)

第七十一条 金融庁長官は、営業報告書のうち、投資者の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資信託委託業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(営業報告書の提出期限の特例の承認の手続等)

第七十二条 外国法人である投資信託委託業者が、令第四十二条の規定により読み替えて適用される法第三

十七条第一項の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該承認を必要とする理由
- 二 当該承認を受けようとする期間
- 2 前項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該承認申請書に記載された当該外国法人である投資信託委託業者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
 - 二 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
 - 3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人である投資信託委託業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその営業年度経過後六月以内に提

出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する営業年度（その日が営業年度開始後六月以内）直前の営業年度に係る営業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前の営業年度）から当該申請に係る第一項第一号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する営業年度の直前の営業年度までの営業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である投資信託委託業者が毎営業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

- 一 当該営業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨
- 二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係

条文

（廃業、解散等についての公告）

第七十三条 法第三十八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 合併、合併及び破産以外の理由による解散、投資信託委託業の廃止、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとする理由

二 合併、合併及び破産以外の理由による解散、投資信託委託業の廃止、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとする年月日

三 投資信託契約の解約又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを行う場合は、当該解約又は引継ぎに関する事項

四 直接募集を行っている場合は、当該直接募集に係る今後の取扱いに関する事項

(処分の公告の方法)

第七十四条 法第四十四条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。

第三章 委託者非指図型投資信託

(届出の手續)

第七十五条 信託会社等は、法第四十九条の四第一項及び法第四十九条の十一において準用する法第二十

九条の規定による届出をするときは、別表第七上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資信託約款の記載事項)

第七十六条 法第四十九条の四第二項第十九号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項
- 二 元本の追加信託をすることができる委託者非指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項
- 三 投資信託契約（法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の一部解約に関する事項
- 四 運用に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
- 五 法第四十九条の十一で準用する法第三十条の二に規定する反対者の買取請求権に関する事項

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する総理府令で定める事項の細目は、次の各号に掲げる事項に

応じ、当該各号に定める細目とする。

- 一 法第四十九条の四第二項第三号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項
 - ロ 記名式受益証券の譲渡の對抗要件に関する事項
 - ハ 受益証券の再交付及びその費用に関する事項
- 二 法第四十九条の四第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 資産運用の基本方針
 - ロ 投資の対象とする資産の種類
 - ハ 投資の対象とする資産の保有割合、保有制限を設ける場合にはその内容（投資の対象とする資産が権利である場合、その権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合にはその内容）
 - ニ 投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

三 法第四十九条の四第二項第六号に掲げる事項 運用する資産の種類に応じ、それぞれの評価方法、基準及び基準日に関する事項

四 法第四十九条の四第二項第七号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項

ロ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払方法及び支払場所に関する事項

五 法第四十九条の四第二項第十号に掲げる事項 次に掲げる事項

イ 信託契約の解約事由の説明に関する事項

ロ 受託者の認可取消等に伴う取扱いの説明に関する事項

六 法第四十九条の四第二項第十一号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七 法第四十九条の四第二項第十四号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項

る事項

八 法第四十九条の四第二項第十五号に掲げる事項 運用の権限の委託の概要に関する事項

九 法第四十九条の四第二項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

と

十 法第四十九条の四第二項第十八号に掲げる事項 公告を行う日刊新聞紙名

(受益証券の記載事項)

第七十八条 法第四十九条の五第二項第十一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受託者が運用に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
- 二 投資信託約款（法第四十九条の四に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合)

第七十九条 令第四十四条第六号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 信託会社等が賃借している不動産を投資信託財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合

二 信託会社等が投資信託財産の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃

借するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異ならない条件で当該不動産を賃借する場合

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第五号の規定は、当該投資信託財産に係る受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募又は一般投資家私募により行われたものである場合には、適用しない。

一 その運用を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うこと(法第四十九条の九第一項第三号及び第四号並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる行為に該当する場合を除く。)

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うこと、又は行わないこと。

三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

四 その運用に当たって、投資信託財産の売買その他の取引を行った後で当該取引に係る投資信託財産を特定すること。

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びに八並びに二に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付

約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一つ又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。）の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

八 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有している新株引受権を表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

二 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

六 信託会社等の監査役、その役員に類する報酬にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引（令第四十四条に掲げる取引を除く。）を行うこと。

2 前項ただし書の規定は、親投資信託（委託者非指図型投資信託の信託財産（金銭に限る。）を合同して、特定資産に対する投資として運用することを目的とする委託者非指図型投資信託をいう。以下この章において同じ。）であつて、その親投資信託の受益権を取得することを目的とする他の委託者非指図型投資

信託の受益証券の取得の申込みの勧誘が募集により行われているものについては、適用しない。

3 第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券（有価証券先物取引及び有価証券先物取引に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者非指図型投資信託にあつては、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買い為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等は、次に掲げる取引をいう。

- 一 選択権付債券売買
- 二 有価証券先物取引
- 三 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引

- 四 有価証券指数等先物取引
- 五 有価証券オプション取引
- 六 外国市場証券先物取引
- 七 有価証券先物取引
- 八 有価証券店頭指数等先物取引
- 九 有価証券店頭オプション取引
- 十 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 十一 金融先物取引
- 十二 海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引
- 十三 金利先物取引
- 十四 為替先物取引
- 十五 直物為替先物取引
- 十六 店頭金融先物取引

十七 クレジットデリバティブ取引

十八 スワップ取引

十九 オプション取引

二十 新株引受権を表示する証券又は証書に係る取引

二十一 オプションを表示する証券又は証書に係る取引

5 第一項第五号及び第三項に規定する先物取引等評価損益は、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引若しくは海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先物取引若しくは為替先物取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合

に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額とする。

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第八十一条 令第四十七条第三号に規定する募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該受益証券の募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度においてこれらの行為を行った受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第四十七条第三号に規定する当該信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額は、当該信託会社等が直近二営業年度において設定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 信託会社等の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。)である証券業を営んでいる投資信託委託業者又は証券会社若しくは登録金融機関

が有価証券の募集、売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該投資信託委託業者又は証券会社若しくは登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資信託委託業者又は証券会社若しくは登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該投資信託委託業者又は証券会社若しくは登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けすること。

二 信託会社等の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業者の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業者の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて当該不動産特定共同事業者に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得すること。

三 信託会社等の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得すること。

四 信託会社等の利害関係人等である信託会社等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託会社等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託会社等の要請を受けて当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得すること。

(承認申請の手続)

第八十三条 信託会社等は、法第四十九条の十一において準用する法第十三条の規定による承認を受けようとするときは、別表八上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(同一法人の発行する株式の取得割合)

第八十四条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条に規定する総理府令で定める率は、百分の五とする。

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る委託者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 直接募集に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 直接募集に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(直接募集に係る事故)

第八十七条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表者等が、

当該信託会社等の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものと
する。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこ
と。

三 イから八までに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 受益証券に係る委託者非指図型投資信託の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第八十八条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の

二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 信託会社等の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 信託会社等は、前項第四号の規定に該当する場合の事故について、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九十二条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第八十九条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の

二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第九十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信託会社等の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名
- 二 事故となる行為に関係した代表者等の氏名及び部署の名称
- 三 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所)
- 四 事故の概要
- 五 提供しようとする財産上の利益の額
- 六 その他金融庁長官の定める事項

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第九十一条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の

二第五項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 その他参考になる資料

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等)

第九十二条 法第四十九条の十一において準用する法二十八条第一項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 当該取引に係る投資信託の名称

二 書面交付を行う理由(当該取引の相手方と当該信託会社等の関係を含む。)

三 取引を行った理由

四 取引の内容(取引を行った特定資産の種類、銘柄(その他の特定資産を特定するために必要な事項))

、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行った年月日)

五 法第四十九条の十一において準用する法十六条の二第一項の調査の結果

六 当該書面の交付年月日

七 その他参考になる事項

2 信託会社等は、法第四十九条の十一において準用する法二十八条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(兼業業務の顧客の範囲)

第九十三条 令第五十二条第四号に規定する総理府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 信託会社等が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

二 信託会社等が投資信託財産の特定資産に係る助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十四条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものは、法第四十九条の四第二項第三号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第四十九条の四第二項第五号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げる事項とする。

一 投資の対象とする資産の種類

二 運用方針

三 運用方法

四 投資の対象とする資産についての保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資対象としている資産の廃止で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

(投資信託約款の変更の公告等)

第九十五条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び当該投資信託約款の変更に係る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称
- 二 変更しようとする理由
- 三 変更しようとする内容
- 四 変更の予定年月日
- 五 変更に関する異議がある者は異議を述べるべき旨
- 六 異議を述べることができる期間
- 七 異議を述べる方法

八 法第四十九条の十一において準用する法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手

続に関する事項

(投資信託約款を変更しない場合における公告等)

第九十六条 法第四十九条の十一において準用する法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び投資信託約款を変更しない旨の書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称
 - 二 当初予定していた変更の内容及び予定年月日
 - 三 変更しない事項
 - 四 変更しない理由
 - 五 変更に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権の口数及び受益権の当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数に対する割合
- 2 信託会社等は、投資信託約款を変更しないこととしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

第四章 外国投資信託

（外国投資信託の発行者の代理人）

第九十七条 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第二十九条若しくは法第三十一条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該外国投資信託の受益証券の届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有する者を定めなければならない。

（外国投資信託の届出等）

第九十八条 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項の規定による届出をするときは、別紙様式第十八号により作成した外国投資信託に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第五十八条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項

二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項

三 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合（委託者指図型投資信託に類するものの場合

に限る。）又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合（委託者非指図型投資信託に類するものの場合に限る。）における当該委託の内容

四 国内において募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関の名称

3 法第五十八条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該外国投資信託に関する届出書に記載された代表者が当該外国投資信託に係る法第五十八条第一項の規定による届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該外国投資信託の受益証券の発行者が、国内に住所を有する者に、当該外国投資信託に係る法第五十八条第一項の規定による届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 当該外国投資信託が設定された国の法令に基づき、当該外国投資信託の設定について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面の写し

四 当該外国投資信託の設定が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げ

られた関係法令の関係条文

五 当該外国投資信託の運用を行う権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資信託の運用を行わせている場合には、当該委託に関する内容を明らかにした書面

(外国投資信託の発行者が変更届出等を行う際の提出書類)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第二十九条及び法第三十一条の規定による届出をする場合には、別表第九上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した変更届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(外国投資信託の信託約款の変更)

第一百条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大なものとして総理府令で定めるものは、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、当該外国投資信託の運用に関する事項については、次の各号に掲げる事項とする。

一 投資の対象とする資産の種類

二 運用方針

三 運用方法

四 投資の対象とする資産についての種類、銘柄若しくは通貨ごとの保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資の対象としている資産の廃止で、当該変更が当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

(外国投資信託の信託約款の変更の公告等)

第一百一条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項の規定による外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告及び当該信託約款又はこれに類する書類の変更に係る書面の交付は、次に

掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該外国投資信託の名称
- 二 変更しようとする理由
- 三 変更しようとする内容
- 四 変更の予定年月日

2 前項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告は、当該信託約款又はこれに類する書類の変更をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。

(委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の信託契約の解約の公告等)

第二百二条 法第五十九条において準用する法第三十二条第一項の規定による委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約に係る公告及び当該契約の解約に係る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該外国投資信託の名称
- 二 解約しようとする理由

三 解約の予定年月日

2 前項に規定する委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約に係る公告は、当該契約の解約をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、当該契約の解約をしようとする委託者指図型投資信託に類する外国投資信託について、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、その公告を三十日前までに行うことが困難な場合は、この限りでない。

第五章 投資法人

第一節 投資法人

(規約の記載事項の細目)

第百三条 法第六十七条第五項に規定する総理府令で定める事項の細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

- 一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの
 - イ 資産運用の基本方針
 - ロ 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲

八 資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類

二 資産運用の対象とする資産について、その種類、銘柄若しくは通貨ごとの保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる銘柄の範囲に係る制限その他の運用に制限を設ける場合にあつては、その内容

ホ 資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引を含む。）を目的とする場合は、その旨

ヘ 組入資産の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲

二 法第六十七条第一項第八号に掲げる事項 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 取引所上場有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格による旨

ロ 店頭売買有価証券 証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿（証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。）に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。以下同じ。）が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格に基づき算出した価格による旨

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 当該有価証券の種類ごとに、その時価として付すべき価格の計算方法

二 イからハまでに掲げる有価証券以外の資産 当該資産の種類ごとに、公正妥当な資産の評価の方法

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ 投資主に分配する金銭の総額の計算方法

ロ 利益を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金額の計算方法

ハ その他金銭の分配の方針として特に定めた事項

四 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 執行役員、監督役員及び会計監査人のそれぞれについて

、その報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期

五 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期

六 法第六十七条第一項第十五号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの

イ 氏名又は名称及び住所

ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者と締結すべき契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

七 法第六十七条第一項十六号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ 借入れの目的、借入金の限度額及び借入金の使途に関する事項

ロ 投資法人債の発行目的、投資法人債発行の限度額及び投資法人債の発行により調達した資金の使途に関する事項

(投資法人の設立の届出)

第百四条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十九号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人設立届出書の添付書類)

第百五条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通添付しなければならない。

2 法第六十九条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。第四号において同じ。)及び執行役員の候補者の住民票の抄本(当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書)

又はこれに代わる書面

二 設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び執行役員の候補者が法第九条第二項第六号イ（民法の一部を改正する法律附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。次号において同じ。）及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）

三 別紙様式第二十号により作成した設立企画人及び執行役員の候補者が法第九条第二項第六号ハ及びニ（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人である場合には、法第九条第二項第六号イからニまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第二十一号により作成した設立企画人及び執行役員の候補者の履歴書

五 設立企画人が法人である場合にあつては、別紙様式第二十二号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その所有する株式の数又は出資の額等を記載した書面並びに定款及び登記

簿の謄本又はこれらに代わる書面

六 設立企画人が法第六十六条第二項第二号に掲げる者である場合にあっては、別紙様式第二十三号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類（法人である場合においては、過去五営業年度の営業報告書又はこれに代わる書面）

七 設立企画人が複数ある場合において、これらの者のうち特定の者が投資法人の設立に係る届出を行う場合には、当該特定の者が当該届出に関する一切の行為につき他の設立企画人から権限を与えられていることを証明する書面

（投資法人設立に係る届出の受理）

第一百六条 金融庁長官は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（投資法人が成立しなかった場合の届出）

第一百七条 投資法人が成立しなかった場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第二十四号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 設立企画人は、前項の規定による届出をしようとするときは、当該投資法人が成立しなかった理由を明らかにする書面を添付しなければならない。

(投資口申込証の記載事項)

第百八条 法第七十一条第二項第九号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 払込取扱機関の取扱場所
- 二 執行役員の候補者の略歴、及びその者が他の法人の代表者であるときは、その事実
- 三 執行役員の候補者と成立時の運用会社となるべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

四 監督役員の候補者の略歴、及びその者が他の法人の代表者であるときは、その事実

五 会計監査人の候補者について、その者が公認会計士であるときは、その氏名、略歴及び所属する事務所
の名称、その者が監査法人であるときは、その名称、事務所の住所及び沿革

六 投資口の取得の申込みに際して、当該申込みをした者が支払う手数料の有無及びあるときは、その内

容

七 当該投資口に係る投資証券の募集が、証券取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その旨

(設立の際発行する投資口申込証の記載事項の細目)

第百九条 法第七十一条第四項に規定する総理府令で定める同条第二項第六号に掲げる事項の細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、それぞれの区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 設立企画人の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。) 当該設立企画人の氏名及び親族関係の内容

ロ 設立企画人が法人である場合におけるその役員又は使用人(以下この条において「役員等」という。) 当該設立企画人の名称並びに当該設立企画人における最終役職名及びその在職期間

ハ 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主(発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。) 当該設立企画人の名

称及び所有している株式又は出資の総額

二 設立企画人の親会社（法人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間

ホ 設立企画人の子会社（法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。以下この条において同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の子会社の名称並びに当該子会社における最終役職名及びその在職期間

二 監督役員及び会計監査人の候補者 氏名又は名称及び住所

（執行役員等による調査の対象事項）

第一百十条 法第七十三条第一項第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法令又は規約に違反する事項

二 法第六十七条第一項第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号に掲げる金額又は基準が、投資法人

の財産の状態に照らし著しく不当である事項

三 投資法人の一般事務受託者として不適当な者を成立時の一般事務受託者とし、当該投資法人の適切な運営及び投資主の保護に欠けることとなるおそれがある事項

四 法第九十条第一項第一号に該当する事項

(自己投資口の処分の方法)

第百十一条 法第八十条第三項(法第八十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が取引所上場有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却
- 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却
- 三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な価額による売却

(投資口の端数処理の方法)

第百十二条 法第八十六条第一項(法第八十七条第六項において準用する場合を含む。)に規定する総理府

令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が取引所上場有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却
- 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却
- 三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な価額による売却

(投資口の端数払戻しの場合の控除方法)

- 第百十三条 法第八十六条第二項(法第八十七条第六項において準用する場合を含む。)又は法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、払戻しの直前における一口当たり出資総額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資総額から、払戻しの直前における一口当たり出資剰余金の額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資剰余金の額から、それぞれ控除しなければならない。
- 2 前項の一口当たり出資総額とは、出資総額を発行済投資口の総口数で除して得た額をいい、同項の一口当たり出資剰余金の額とは、出資剰余金の額を発行済投資口の総口数で除して得た額をいう。

- 3 法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした投資法人は、その投資主名簿に、当該投資口

につき払戻しをした旨、払戻しをした年月日及び払戻価額を記載し、かつ、当該投資口を有していた投資主の有する投資口の口数及び発行済投資口の総口数に係る記載の変更をしなければならない。

（投資口の分割に関する規約の記載事項）

第百十四条 法第八十八条第二項第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 投資口の分割により投資口一口に満たない端数が生ずる場合における当該端数の部分の処理の方法に関する事項

二 前号の処理を経て法第八十八条第二項第二号に規定する投資主に交付される金銭の取扱いに関する事項

三 前号の金銭を新たに発行する投資口の発行価額の払込みに充てることにより、同号の投資主に当該新たに発行する投資口を取得させることとするときは、その旨及びその投資口の発行に関する事項

四 その他法第八十八条第一項の規定による投資口の分割に関する事項

（投資口の分割の通知）

第百十五条 法第八十八条第三項に規定する総理府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間（営業期間

が六月を超える投資法人にあつては、六月)とする。

2 法第八十八条第三項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十八条第二項第二号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資口一口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金銭の額

二 前条第三号に掲げる事項を規約に定めた投資法人にあつては、前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当該投資口の発行日及び発行価額

三 第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の総口数

(参考書類の一般的記載事項)

第一百十六条 法第九十一条第二項(法第七十三条第四項において準用する場合を含む。)に規定する議決権の行使について参考となるべき事項として総理府令で定めるものを記載した書類(以下「参考書類」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数

二 投資主総会に提出される議案(会議の目的が議案となるものを含む。以下同じ。)

三 法第一百四条において準用する商法第二百七十五条の規定による監督役員の意見があるときは、その要旨

2 前項各号に掲げるもののほか、参考書類には、法第九十三条第一項の規定による定め（以下「みなし賛成の定め」という。）をした投資法人の投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにもみなし賛成の定めが適用がない旨を記載しなければならない。

3 第一項第一号に掲げる事項については、同一の投資主総会において複数の議案が提出される場合には、各議案ごとに記載しなければならない。

4 同一の投資主総会に関して投資主に送付される他の書類に記載されている事項については、その記載がされている箇所を明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

5 参考書類には、この府令で定めるもののほか、役員会が投資主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

（投資法人提案の場合の記載事項）

第一百七十七条 議案が執行役員の提出に係るものであるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ

、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 執行役員又は監督役員の選任に関する議案の場合 候補者の氏名、略歴、その有する投資口の口数、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員であるときはその事実、投資法人との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときは、その旨

二 会計監査人の選任に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、所属する事務所の名称及び略歴

ロ 候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び沿革

三 執行役員若しくは監督役員の解任又は会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の場合 解任又は不再任の理由

四 合併契約書の承認に関する議案の場合 合併を必要とする理由並びに合併契約書の内容、各投資法人の法第百五十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項の貸借対照表及び損益計算書

五 投資信託委託業者との資産運用委託契約の承認に関する議案の場合 当該契約を締結しようとする投資信託委託業者（法第二百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者）

託委託業者)の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容

六 資産運用委託契約の解約に関する議案の場合 解約の理由

七 その他の議案の場合 提案の理由

2 前項第二号及び第三号の場合において、法第一百十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第六条の三の規定による会計監査人の意見があるときは、その要旨を記載しなければならない。

3 執行役員の選任に関する議案が、監督役員の全員の一致をもってする決議によって提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならない。

(投資主提案の場合の記載事項)

第一百八条 議案が投資主の提出に係るものであるときは、参考書類には、議案が投資主の提出に係る旨、その投資主の所有する投資口の口数及び議案に対する役員会の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資主から四百字以内の提案理由を記載した書面が投資主総会の会日の六週間前までに提出されてい

るときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。

二 議案が執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関するものである場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める事項を記載した書面が投資主総会の会日の六週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。

2 二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されているときは、その議案及びこれに対する役員会の意見は、各別に記載することを要しない。この場合においては、二以上の投資主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。

3 前項の規定は、二以上の投資主から同一の趣旨の提案理由を記載した第一項第一号の書面が提出されている場合について準用する。

4 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(役員会による執行役員又は会計監査人の解任の報告等)

第百十九条 法第一百七条第二項の規定による執行役員の解任後最初に招集される投資主総会に関する参考書

類には、監督役員の中から選任された特定の監督役員が報告すべき事項及び解任された執行役員の見解の要旨を記載しなければならない。

2 法第百十九条において準用する商法特例法第六条の二第一項（法第百十九条において準用する商法特例法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による会計監査人の解任後最初に招集される投資主総会に関する参考書類には、役員会が選任した監督役員又は清算人会が選任した清算監督人が報告すべき事項及び解任された会計監査人の意見の要旨を記載しなければならない。

（議決権を行使するための書面の賛否の記載）

第二百二十条 法第九十一条第二項の投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）には、議案ごとに、投資主が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関する議案において二名以上の候補者が提案されているときは、前項の欄は、投資主が各候補者について同項に規定する記載をすることができるものでなければならない。

(賛否の記載がない場合の取扱い)

第二百一十一条 議決権行使書面には、前条第一項に規定する記載のない議決権行使書面が投資法人に提出されたときは、各議案について賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとして取り扱う旨を記載することができる。

(投資主の氏名等)

第二百二十二条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき投資主の氏名及び議決権を行使することができる所有する投資口の口数を記載し、投資主が押印する欄を設けなければならない。

(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)

第二百二十三条 法第一条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 当該投資法人の設立企画人又は執行役員であつた者
- 二 当該投資法人の設立企画人若しくは執行役員又はこれらであつた者の親族
- 三 当該投資法人の設立企画人等(設立企画人及び設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員で

あつた者をいう。以下この条において同じ。）及び執行役員がその発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの（法第一百一条第三号に該当する者を除く。）

四 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から継続的な報酬を受けている者

五 当該投資法人の設立企画人等又は執行役員から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者及び執行役員が、その取締役若しくはその代表権を有する取締役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

七 当該投資法人の執行役員が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人又はその子会社（当該法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの（前号又は

法第一百一条第三号に該当する者を除く。）

八 当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債の募集の委託を受けた登録金融機関又は法第九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二又は二以上であったもの

九 第三号から前号まで又は法第一百一条第一号、第三号若しくは第五号のいずれかに該当する者の配偶者（投資法人のその他一般事務）

第二百二十四条 法第一百一十一条第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験及び財産の状況を十分勘案して、投資口又は投資法人債の取得の申込みの勧誘を行うべき旨

二 当該事務を受託する一般事務受託者は、投資口又は投資法人債の取得の申込みの勧誘を行うに当たり、顧客に対し、次に掲げる事項について説明する義務を負う旨

イ 投資口申込証又は投資法人債申込証に記載されている事項の内容

ロ 投資主又は投資法人債権者となつた場合に有すべき権利

ハ 一般事務受託者に対して支払われる手数料その他の費用のうち、投資口若しくは投資法人債権者取得しようとする者又は投資主若しくは投資法人債権者の直接の負担により支払われるべきものがあるときは、その内容

二 投資口又は投資法人債の価額の変動その他の理由により発生し得る危険の内容

2 法第百十一条第六号に規定する総理府令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 投資主に対して分配又は払戻しをする金銭の支払に関する事務

二 法第八十四条第一項に規定する投資法人にあつては、投資口の払戻請求の受付け及び払戻しに関する事務

三 前二号並びに法第百十一条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付けに関する事務

四 投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務

五 前号並びに法第百十一条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資法人債権者の権利行使に関する

請求その他の投資法人債権者からの申出の受付けに関する事務

六 会計帳簿の作成に関する事務

七 納税に関する事務

八 その他金融庁長官が定める事務

3 投資法人は、前項第一号から第三号まで又は法第百十一条第二号（投資口に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資主に通知しなければならない。

4 投資法人は、第二項第四号及び第五号又は法第百十一条第二号（投資法人債に係るものに限る。）若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資法人債権者に通知しなければならない。

（設立中の投資法人の発行する投資口の募集に関する事務の委託契約の締結）

第二百二十五条 設立中の投資法人の発行する投資口の募集に関する事務に係る委託契約の締結は、設立企画人が行うものとする。

(発行価額の公示の方法)

第二百二十六条 法第二十條第四項の規定による発行価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払込期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙への掲載
- 二 投資口の募集に関する事務を行うすべての一般事務受託者の営業所における掲示

2 前項の発行価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払込期日を明示してしなければならない。

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第二百二十七条 法第二百二十二条第一項第四号に掲げる事項の細目は、すべての投資信託委託業者につき、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 名称及び住所
- 二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間

中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

（払戻価額の公示の方法）

第二百二十八条 法第二百二十六条の規定による払戻価額の公示は、第二百二十六条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。

2 前項の払戻価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払戻しの期間を明示してしなければならない。

（清算執行人等の報酬の額の決定）

第二百二十九条 金融庁長官は、清算執行人及び清算監督人の意見を聴いた上で、法第二百五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

（清算財産目録等の記載方法）

第三百三十条 法第二百五十五条第一項の財産目録及び貸借対照表は、それぞれ別紙様式第二十五号及び別紙様

式第二十六号により作成しなければならない。

(清算に係る決算報告書の記載方法)

第三百三十一条 法第五百五十九条第一項の決算報告書は、別紙様式第二十七号により作成しなければならない。

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第三百三十二条 法第六十三条第一項において準用する法第一百一条第六号に規定する当該投資法人の設立企画人、執行役員又は清算執行人と利害関係を有することその他の事情により清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 第二百二十五条各号に掲げる者

二 当該投資法人の清算執行人の親族

三 当該投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(過去二年以内に役員であった者を含む。)

、執行役員及び清算執行人がその発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であったもの(法第六

十三条第一項において準用する法第一百一条第三号に該当する者を除く。)

- 四 当該投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている者
- 五 当該投資法人の清算執行人から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者
- 六 当該投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者、執行役員及び清算執行人が、その取締役若しくはその代表権を有する取締役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの
- 七 当該投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人又はその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの（前号又は法第六十三条第一項において準用する法第一百一条第三号に該当する者を除く。）
- 八 当該投資法人の発行する投資口又は投資法人債の募集の委託を受けた登録金融機関又は法第九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの
- 九 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

(検査役等の報酬の額の算定手続)

第三百三十三条 金融庁長官は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第八十三条において準用する同法第五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

- 一 検査役 執行役員及び監督役員（清算中の投資法人にあつては清算執行人及び清算監督人）
- 二 執行役員又は監督役員の職務を一時行ふべき者 執行役員及び監督役員
- 三 清算執行人又は清算監督人の職務を一時行ふべき者及び鑑定人清算執行人及び清算監督人

第二節 投資法人の登録等

(投資法人の登録申請手続)

第三百三十四条 法第八十七条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする投資法人は、別紙様式第二十八号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び法第八十八条第二項に規定する書類一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の登録申請書の記載事項)

第三百三十五条 法第八十八条第一項第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資法人の設立に係る届出受理年月日及び受理番号
 - 二 投資法人の成立年月日
 - 三 投資法人の成立時の出資総額及び投資口の総口数並びに投資主数
 - 四 主要な投資主の氏名又は名称及び住所
 - 五 執行役員又は監督役員が他の法人の業務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該執行役員又は監督役員の氏名及び当該他の法人における役職名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類
 - 六 払込取扱機関の名称及び住所
 - 七 一般事務受託者の名称及び住所並びに沿革
 - 八 一般事務受託者と締結した事務の委託契約の概要
 - 九 創立総会を開催した場合は、創立総会の開催日及びその理由
- (投資法人の登録申請書の添付書類)

第三百三十六条 法第百八十八条第二項第四号に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署

が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 規約

二 投資法人の登記簿謄本

三 払込取扱機関による払込金の保管に関する証明書

四 執行役員及び監督役員の住民票の抄本（当該執行役員又は監督役員が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

五 執行役員及び監督役員が法第九条第二項第六号イ（民法の一部を改正する法律附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。次号及び第七号において同じ。）及び口に該当しない旨の官公署の証明書（当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。）

六 別紙様式第二十九号により作成した執行役員が法第九条第二項第六号八及び二（当該執行役員が外国人である場合には、法第九条第二項第六号イからニまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 別紙様式第三十号により作成した監督役員が法第一百一条第一号から第五号まで（同条第一号の規定に基づく第九条第二項第六号イ及びロを除く。）及び第二百二十三条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第一百一条第一号から第五号まで及び第二百二十八条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第三十一号により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人）の履歴書

九 資産の運用を行う投資信託委託業者との間で締結した資産運用委託契約書の写し

十 資産保管会社との間で締結した保管契約書の写し

十一 一般事務受託者との間で締結した事務の委託契約書の写し

十二 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十三 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

（登録の実施）

第三百三十七条 金融庁長官は、法第八十九条第一項の規定により登録をするときは、別紙様式第三十二号の第二面から第八面までを投資法人登録簿につづることにより行うものとする。

2 金融庁長官は、法第八十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三十二号により作成した登録済通知書により行うものとする。

(投資法人登録簿等の縦覧)

第三百三十八条 投資法人の登録をした金融庁長官は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否の通知)

第三百三十九条 金融庁長官は、法第九十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三十三号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(登録事項変更の届出)

第四百十条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三十四号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該

各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人登記簿の謄本
- 二 本店の所在地の変更をした場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人登記簿の謄本
- 三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る第四百四十一条第四号から第八号までに掲げる書面
- 四 資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があつた場合 新たに資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者となつた者に係る第四百四十一条第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ該当する書面
- 五 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受けることとなつた者に係る第四百四十一条第十二号に掲げる書面
- 六 執行役員又は監督役員が新たに他の法人の業務に従事し、又は事業を営むこととなつた場合 当該執行役員又は監督役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類

を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の届出があつた場合は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。

3 金融庁長官は、前項の登録をしたときは、別紙様式第三十五号により作成した登録変更済通知書により届出者に通知するものとする。

(解散の届出)

第四百十一条 法第九十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十六号により作成した解散届出書の正本及び副本に、同項各号に定める者が次に掲げる書類を添付して、第四百十二条の登録をした金融庁長官に提出しなければならない。

一 投資法人の資産の内容を明らかにした書面

二 投資主総会が開催された場合は、投資主総会議事録

第三節 投資法人の業務等

(同一法人の発行する株式の投資法人による取得割合)

第四百二十二条 法第九十四条第二号に規定する総理府令で定める率は、百分の五十とする。

(令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合)

第四百十三条 令第九十六条第七号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資信託委託業者が賃借している不動産を登録投資法人の資産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合

二 投資信託委託業者が登録投資法人の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃借するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第四百四十四条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第十により作成しなければならない。

2 法第九十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる分配金をもって当該投資証券に係る投資法人の新たに発行される投資口を取

得する場合であつて、当該投資口に係る投資証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

第四百四十五条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資証券の募集等又は投資証券等（法第一百一十一条第三号に規定する投資証券等をいう。以下次号、次条及び第二百五十三条において同じ。）の募集の取扱い等に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(投資証券の募集等に係る事故)

第四百四十六条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令で定

めるものは、投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、特定設立企画人等（法第九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。）又は特定投資信託委託業者等（同条に規定する特定投資信託委託業者等をいう。以下同じ。）が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等又は特定投資信託委託業者等が行う投資証券等の募集の取扱い等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとすること。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により投資証券等の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により投資証券等の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 投資証券等に係る投資法人の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 投資証券等の価額の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

(投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四百七十七条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合は、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 特定設立企画人等(設立企画人が法人である場合は、当該法人の代表者)又は投資信託委託業者は、前項第四号の規定に該当する場合の事故において、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の

提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第四百四十九条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

（投資証券の募集等に係る金融庁長官への事故確認の申請手続）

第四百四十八条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

（投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項）

第四百四十九条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 設立企画人が法人である場合の当該設立企画人又は投資信託委託業者の名称若しくは商号及び本店若しくは主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名（設立企画人が個人の場合には、その者の氏名及び住所）

二 事故となる行為に関係した者の氏名及び部署の名称

三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏

名及び住所)

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

(投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類)

第百五十条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 その他参考になる資料

(監督役員と利害関係を有する法人)

第百五十一条 法第二百条第三号に規定する投資法人の監督役員と利害関係を有する法人として総理府令で

定める法人は、次に掲げるものとする。

一 当該投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人として
いる法人

二 当該投資法人の監督役員に無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の
特別の経済的利益の供与をしている法人

(資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産)

第百五十二条 法第二百八条第二項第二号に規定する総理府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券
- 二 有価証券指数等先物取引に係る権利
- 三 有価証券オプション取引に係る権利
- 四 外国市場証券先物取引に係る権利
- 五 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- 六 有価証券店頭指数等オプション取引に係る権利

七 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第一百五十三条 法二百八条第二項第三号に規定する総理府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人(利害関係人等を除く。)とする。

一 不動産、不動産の賃借権又は地上権

二 金銭債権

三 匿名組合出資持分のうち、前二号に掲げる資産に対する投資運用を目的とするもの

2 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人(以下この項において「受託者」という。)である場合にあつては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。

一 受託者は、当該受託した資産を、自己の固有財産と分別して保管すること。

二 受託者は、その資産の保管に係る業務を委託した投資法人(以下この項において「委託者」という。)

（の求めに応じ、当該受託した資産の保管に係る業務の状況について説明しなければならないこと。

三 受託者は、当該受託した資産の保管に係る業務の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。

四 受託者は、投資証券等に係る有価証券届出書等に記載すべき当該受託した資産の保管に関する重要な事項について知った事実を、遅滞なく、委託者に通知すること。

五 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。

（投資法人の資産の分別保管方法）

第一百五十四条 法第二百九条の二に規定する総理府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混蔵して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。） 法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産（投資法人の資産に係る権利を行

使する際において必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類以外の書類を含む。以下この条において「固有資産等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法

二 資産保管会社が第三者をして保管させる投資法人の資産等 当該第三者において、投資法人資産等の保管場所について固有資産等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管させる方法

三 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混蔵して保管される投資法人の資産等に限る。次号において同じ。） 投資法人資産等の保管場所について固有資産等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する方法

四 資産保管会社が第三者をして保管させる投資法人の資産等 当該第三者における資産保管会社の顧客である投資法人のための口座について自己の取引のための口座と区分する等の方法により、投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別でき、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分そ

他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（外国の第三者をして保管させる場合のうち、外国の法令上当該第三者をして投資法人資産等に係る持分その他の権利と固有資産等に係る持分その他の権利とを区分して管理させることができない場合その他当該第三者において投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについて特にやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法）

2 資産保管会社と投資法人とが共有しており、前項第一号から第三号までの規定の定めるところにより保管場所の区分ができない投資法人の資産等については、これらの規定にかかわらず、各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管しなければならない。

3 第一項及び前項に規定する投資法人の資産等とは、次の各号に掲げる資産に応じ、当該各号に定めるところとする。

一 不動産、不動産の賃借権又は地上権 当該資産に係る権利を行使する際に必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類

二 その他資産 当該資産及び当該資産に係る権利を行使する際において必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類

第四節 投資法人の監督

(投資法人の帳簿書類)

第百五十五条 法第二百十一条第一項の規定により投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 総勘定元帳
- 二 現金出納帳
- 三 分配利益明細簿
- 四 投資証券台帳
- 五 投資証券不発行管理簿
- 六 投資証券発行価額帳
- 七 投資証券払戻価額帳

八 未払分配利益明細簿

九 未払戻金明細簿

十 未払報酬明細簿

十一 投資法人債券台帳

2 前項に規定する帳簿書類（以下この条において「法定帳簿」という。）は、別表第十一により作成し、当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間これを保存しなければならない。

3 第六十九条第六項から第九項までの規定は、前項の規定による法定帳簿の保存について準用する。この場合において、同条第八項中「社内」とあるのは、「投資法人内」と読み替えるものとする。

（資産保管会社の帳簿書類）

第二百五十六条 法第二百十一条第二項の規定により資産保管会社を作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 有価証券保管明細簿

二 その他資産保管明細簿

2 前項各号に規定する帳簿書類（以下この条において「法定帳簿」という。）は、別表第十二により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

3 第六十九条第六項から第九項までの規定は、前項の規定による法定帳簿の保存について準用する。

（登録投資法人の営業報告書の様式）

第二百五十七条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式第三十七号により作成しなければならない。

2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（投資法人の純資産状況表の提出）

第二百五十八条 法第二百十三条第二項の規定に基づき、登録投資法人は、別紙様式第三十八号により毎月末現在における投資法人の純資産状況表を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の臨時報告書の様式)

第一百五十九条 登録投資法人は、法第二百五十五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第三十九号により作成し、その正本及び副本を金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人に係る処分の公告の方法)

第一百六十条 法第二百十八条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。

第六章 外国投資法人

(外国投資法人等の代理人)

第一百六十一条 外国投資法人若しくはその設立企画人に相当する者又は破産管財人若しくは清算人若しくはこれらに相当する義務を負う者(以下この条において「外国投資法人等」という。)は、法第二百二十条第一項、第二百二十一条又は第二百二十二条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該外国投資法人の届出に関する一切の行為につき当該外国投資法人等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(外国投資法人等の届出等)

第六十二条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百二十条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第四十号により作成した外国投資法人に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項
- 二 資産保管会社又はこれに相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する事項

三 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者が運用に係る権限を他の者に再委託する場合における当該再委託の内容

3 法第二百二十条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 外国投資法人に関する届出書に記載された代表者が当該外国投資法人に係る法第二百二十条第一項の規定による届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者が、国内に住所を有する者に、当該外国投資法人に係

る法第二百二十条第一項に規定する届出に関する一切の行為につき当該外国投資法人又はその設立企画人に相当する者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 当該外国投資法人が設立された国の法令に基づき、当該外国投資法人の設立について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面の写し

四 当該外国投資法人の設立が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 当該外国投資法人の運用を行う権限を有する運用会社が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資法人の運用を行わせている場合は、当該委託に関する内容を明らかにした書類

(外国投資法人の変更届出等)

第六十三條 法第二百二十一条第一項並びに法第二百二十二条第一項及び第二項の規定による届出をする場合には、別表第十三上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(外国投資法人の解散事由)

第六百六十四条 法第二百二十二条第一項に規定する総理府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 合併
- 二 規約に定めた解散事由
- 三 投資主総会に相当する総会における解散決議
- 四 解散を命ずる裁判
- 五 当該外国投資法人が当該外国において受けている法第八十七条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他行政処分を含む。)の取消し

第七章 雑則

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第六百六十五条 法第四十九条において準用する証券取引法第九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表一の三級の

職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

(財務局長等への権限の委任)

第百六十六条 法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第百九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するものを除く。)の規定による権限、令第九十六条第九号に規定する承認の権限並びに令第百一条第三項第九号から第十一号まで及び法第百八十七条に規定する登録に係る権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百十三条の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 前項の場合における第二条、第三条、第百四条、第百六条、第百七条第一項、第百二十九条、第百三十二条、第百三十四条、第百三十七条から第百四十条まで、第百四十一条及び第百五十五条から第百五十九条まで並びに別紙様式第二十一号、第二十二号、第二十五号、第二十六号、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第四十三号までの規定の適用については、第二条及び第三条中「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長」と、第百四条中「金融庁長官」とあるのは「

その投資法人の本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、第百六条、第百二十九条、第百三十三条及び第百三十七条中「金融庁長官」とあるのは「財務局長又は福岡財務支局長」と、第百七条第一項中「金融庁長官」とあるのは「投資法人設立届出書を提出した財務局長又は福岡財務支局長」と、第百三十四条中「金融庁長官」とあるのは「その投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、第百三十八条中「投資法人の登録をした金融庁長官」とあるのは「投資法人が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）」と、同条中「金融庁」とあるのは「当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）」と、第百三十九条、第百四十一条、第百五十七条、第百五十八条及び第百五十九条中「金融庁長官」とあるのは「管轄財務局長」と、第百四条中「金融庁長官」とあるのは「管轄財務局長」と、同条中「前項の届出があつた場合」とあるのは「前項の届出があつた場合（同項第二号に規定する本店の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に投資法人の本店の所在地を変更するものの届出があつた場合を除く。）」と、第百五十五

条中「この場合において、同条第七項中「社内」とあるのは、「投資法人内」と読み替えるものとする。」とあるのは「この場合において、同条第六項中「金融庁長官」とあるのは「管轄財務局長」と、同条第七項中「社内」とあるのは「投資法人内」と、同条第八項中「金融庁長官」とあるのは「管轄財務局長」と読み替えるものとする。」と、第百五十六条中「第四十四条第五項から第八項までの規定は、第二項の規定による法定帳簿の保存について準用する。」とあるのは「第四十四条第五項から第八項までの規定は、第二項の規定による法定帳簿の保存について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「金融庁長官」とあるのは、「管轄財務局長」と読み替えるものとする。」と、別紙様式第二十一号、第二十二号、第二十五号、第二十六号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号、第四十二号及び第四十三号中「（イ）」とあるのは「（イ）」と、第三十七号中「（イ）」とあるのは「（イ）」とする。

3 法第二百十三条の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

- 4 第一項及び前項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。
- 5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(登録の移管)

第六十七條 管轄財務局長は、第四百十條第一項第二号の届出があつた場合(同項第二号に規定する本店の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に投資法人の本店の所在地を変更するものの届出があつた場合に限る。)は、当該届出書、投資法人登録簿のうち当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。)に送付するものとする。

2 前項の規定による送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。

3 財務局長は、前項の登録をしたときは、別紙様式第三十九号により作成した登録変更済通知書により届出者に通知するものとする。

(經由官庁)

第六十八條 投資法人に係る登録申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類(以下この条において「登録申請書等」という。)を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、当該投資法人の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該登録申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(標準処理期間)

第六十九條 金融再生委員会、金融庁長官、財務局長及び福岡財務支局長は、法若しくは令又はこの府令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内(令第一百一条第二項に掲げる命令その他の処分については二月以内)に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間